

## 第7回宮城県景観審議会会議録

日 時：平成29年11月22日（水）

午前9時30分

場 所：県庁行政庁舎10階1002会議

室

### ○次 第

1 開 会

2 会議録署名人の指名

3 議 題

仙南地域広域景観計画（マスタープラン）の骨子案について

4 その他

5 閉 会

○第7回宮城県景観審議会出席委員

紺野純一	一般社団法人東北観光推進機構専務理事	推進本部長
鳥羽妙	尚絅学院大学環境構想学科准教授	
福屋粧子	東北工業大学工学部准教授	
舟引敏明	公立大学法人宮城大学事業構想学群教授	
森山雅幸	公立大学法人宮城大学食産業学群特任教授	
横山英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役	
吉川由美	有限会社ダ・ハ プランニング・ワーク代表取締役	
二橋宏樹	東北地方整備局建政部長	
佐藤昭	塩竈市長	

(以上9名)

## ○議 事

平成 29 年 11 月 22 日（水）午前 9 時 30 分開会

### 1 開 会

○司会（菊池総括） 皆様，本日は大変お忙しい中，お集まりいただきありがとうございます。

定刻でございますので，ただいまから第 7 回宮城県景観審議会を開催させていただきます。

議事に入ります前に，本日の会議の定足数でございますが，現時点で 9 名の委員の皆様にご出席をいただいております。定足数の 5 名を超えておりますので，条例の規定により，会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に，傍聴される皆様をお願いいたします。

お手元にお配りしております注意事項を遵守していただきますよう，お願い申し上げます。

次に，本日の配布資料について御説明申し上げます。

委員の皆様には，上から順番に「次第」，「委員名簿」，「座席図」，その下に 1 枚ものの「仙南地域広域景観計画構成（案）」という A 4 版の資料を入れております。その下に，A 3 版カラー印刷でホチキス止めされた資料がありまして，一番最後に「仙南地域広域景観計画策定作業案」という参考の資料を添付してございます。資料に不足はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは，早速審議のほうをお願いいたしますが，会議の議長は，条例の規定により会長が行うこととなっておりますので，森山会長，よろしくをお願いいたします。

### 2 会議録署名人の指名

○森山議長 皆さん，お早うございます。始まる前に，18 階から外を見てきたんですけど，うっすらと雪景色が見られ，寒い冬が近づいてきたと思います。

本日，本年 2 回目の審議会が開催されますので，どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは，議事に入ります前に，当審議会の運営要綱に基づきまして，審議会の会議録署名人を指名させていただきます。鳥羽委員と，福屋委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

### 3 議 題 仙南地域広域景観計画（マスタープラン）の骨子案について

○森山議長 それでは，早速ですけど，前は少し時間が足りませんでしたので，議事に入りたいと思います。議題の「仙南地域広域景観計画（マスタープラン）の骨子案について」ということで資料を準備していただいておりますので，事務局から説明をよろしくお願ひします。

○事務局（渡辺行政班長） それでは，事務局から案の説明をさせていただきます。お手元の資料，A 4 の「仙南地域広域景観計画構成（案）」というものからまず説明させていただきます。

仙南地域広域景観計画を作る際に，計画の内容，作り方ですが，ご覧のように二部構成で考え

ております。第一部がマスタープランに係る部分。マスタープランでは、序論で計画の目的や位置付けの説明、第一章では仙南地域の景観の分析をしながら特性を考えまして、課題について整理していく。第二章では、そういった課題に基づいて、どのような景観づくりをしていかなければならないか、基本方針等を定める部分になります。第二部に関しましては、景観法に基づく景観計画という部分になります。ここは、景観区域を定めまして、マスタープランの中で景観区域指定の方針を定めますので、それに基づいて景観区域を設定した上で、区域内の景観形成の方針を定めるとともに、行為の制限やその規制基準を定め、具体的な景観づくりをしていくということになります。本日、皆様にお示しする骨子案につきましては、第一部のマスタープランの部分について御説明いたします。こちらのカラー刷りの資料がその内容になります。本日の骨子案は、この審議会で結論を出すというものではなくて、事務局としてこのような形で計画を作りたいんだという方針をお見せしますので、御意見をいただいた上で、さらにこの内容を今後の作業としてブラッシュアップしていきたいと考えております。

それでは、まず1枚目の左側、「仙南地域広域景観計画の位置付け」でございます。

「計画の目的」ですが、まず、景観計画を作るに至った背景でございますが、第一に「県の役割」として、平成24年に策定した基本方針、前回の審議会でも冊子をお配りしておりますけれども、この中で県は、景観づくりの主体は市町村と定めた上で、県は市町村の支援、それから広域的な観点からの先導・調整が県の役割と定められています。それから2つ目の背景として、「国の要請」でございます。平成28年に、国のほうで「観光ビジョン」が定められ、その中で観光地の魅力向上のため、全国半数の市町村で景観づくりに取り組んでほしいと、これは国交省のほうからも各自治体に対し要請があったところでございます。3つ目の背景として、「景観法運用指針の改正」がございました。この中で、市町村の区域を越えて存在する広域的な景観については、県と市町村が連携してマスタープランを作る手法というものが示されております。今回、仙南地域で作ろうとしているのも、このマスタープランでございます。

そうした中で仙南地域を見ますと、蔵王を中心に同一の特徴を有する広域的な景観の存在が見られます。その景観づくりについて、県が広域的な景観計画を策定し、その統一的な方針のもと、県と市町が連携して取り組むことによって相乗効果が得られるのではないかと、というような目的がございます。

続いて、「計画の位置付け」ですけれども、まず、県が策定する部分は「仙南地域広域景観計画（マスタープラン）」というもので、その下に、この県計画を作った後で、広域計画に基づいてさらに市町が景観計画を策定する予定としております。広域景観計画の役割としては、市町を越える広域的な景観というものを整理いたしまして、広域的な視点からの景観形成の方針や、その取組を図っていこうというものを計画の中で位置付けます。市町の景観計画については、そうした広域景観計画で定められた方針に基づいて景観づくりを行っていくという部分に加えて、さらに市町固有の景観、あまり広域的に取り組む要素ではない景観については、ここで議論していただいて、市町固有の景観として整理し、よりきめ細かな方針を定めた上で、景観づくりに取り組んでいただくというような位置付けで考えております。

続いて、右のページ、仙南地域の景観の特性について取りまとめています。前回の審議会の中でも、仙南地域の魅力とは何か、特徴は何か、をはっきりと出した上で分析するのがいいのではないかと意見もありました。そうした時に、仙南地域の9つの市町が共通の認識の下、連携して取り組めるもの、結びつけるものとして、「蔵王」というキーワードで整理いたしました。

ここでの「蔵王」というのは、単に「山」としての地形上の蔵王だけではなくて、仙南地域の人の意識の中でも広い存在感のあるものとしての「蔵王」と考えております。

まず、第一の点、「蔵王を中心に広がる雄大な自然」という観点からの景観でございます。

蔵王連峰といいますと、仙南地域におきましては、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町に跨ります。地形上は、仙南の西半分が蔵王連峰の区域に入るものでございます。標高1千メートル以上の山々の連なりで構成され、初夏まで残雪を残すなど、季節により多様な姿を見せるものがあります。こうしたその地形の構成によって特異な景観を見せているところもありまして、観光名所としても人々の目を楽しませているものでございます。地形上、東側に広く平野部が形成されていますので、仙南地域の至るところでこの蔵王が見えるところでございまして、仙南地域のシンボルとして存在しているものでございます。

具体的に、まず蔵王が作っている自然景観として、下のほうに写真を並べておりますけれども、蔵王の活動によって、例えばお釜であったり、滝であったり湖であったり、一番下には天然記念物の材木岩がありますけれども、こういった蔵王の地形上の特性として、観光名所にもなっているものがございます。

続いて2ページ目になります。「蔵王の恵みがもたらす美しい景観」というふうに整理しております。一つは標高差が作る景観ということで、写真の上のほうになりますけれども、千メートル以上の山と平野部に連なる地形という特徴から、標高の気温差によって景観のコントラストが見られます。例えば、この写真にあるとおり、桜の季節でありますけれども、山の上にはまだ雪が残っている。この青地に白い冠をかぶった山の姿、実は蔵王の山というのは約12月から5月くらいまで1年の半分くらいは雪をかぶった状態ですので、仙南地域の人の蔵王というイメージですと、この青地に白という山の姿が思い浮かぶのではないかなと思います。こうした色のコントラストや、その下では緑の畑の上に、すでに紅葉が始まっている蔵王の姿というものも見られます。こういった彩りが美しい景観を見せているというものでございます。

その下の段になります。蔵王に降り積もった雪や雨が平野部に河川として水をもたらしまして、景観に潤いを与えている部分でございます。平野部に流れる大きな川としては、阿武隈川、白石川を中心に河川の景観というものを作っております、また人工的なものでございますが、七ヶ宿のダムであったり釜房のダムであったり、こういったものも今や一つの景観として親しまれているものではないかと思っております。

続いて、右のページです。蔵王の山並みの眺望という視点でございます。先ほども言いましたように、仙南地域では広くどの地点からでも蔵王という山を眺望することができます。例えば、上段の部分、割と蔵王に近いところからの視点でございますが、いずれの写真においても蔵王がこのように見えております。

中段の部分、ここは蔵王からやや離れたところですが、農地や川などを背景にして蔵王を臨む部分ですけれども、この写真のよう5パターン載せておりますが、いずれの地点からもかなりきれいに蔵王の山が見えております。

一番下段ですけれども、市街地からの風景でございます。市街地においても、角田市のように蔵王から一番遠いところでも、このくらい蔵王という山がはっきり見えている。要は、ここに住む人々にとっては、蔵王という山の景色が生活の中に欠かせないものとなっているということではないかと思っております。ですので、こういった景観がこちらの人々の心の中に残っているものというふうに考えております。

続いて3ページ目になります。前回の審議会の中でも、景観を単に「物」として捉えるのではなくて、人々の生業や、文化や人々の活動からの視点での景観も大事ではないかという御意見がございました。

1つは、まず「生業」という観点から整理させていただいています。先ほど、河川の水の話をしました。こういった自然の恵みを活かしながら生業が形成されている部分がございます。仙南地域の白石川沿いには田園が広く開かれておりまして、こういった蔵王を背景とした農村の風景が見られているところでもあります。少し高いところに上がった丘陵地では、果樹園であったり、大根の畑であったり、牧場といったような景観も見られているところでもあります。こういった蔵王の恵みによって支えられている生業というものも、景観として重要なものではないかと思えます。

(2) ですが、(1)でも、「蔵王の自然とともに生きる生活」ということで、蔵王の恵みの部分の一方で、自然の厳しさという点もでございます。冬になると「蔵王おろし」と言っていて、強い西風が吹くというような地域でもございます。地域によっては、こういった風を防ぐための防風林が整備されています。川崎町によく見られる光景なんです。写真のように防風林が整備されているといった景観も蔵王ならではの景観ではないかと思えます。また、そういった蔵王の自然を活かして、憩いの空間を作ったりしています。こういったものも、地域の交流人口を増やして、活性化にも繋がっている要素もあります。写真では、船岡城址公園から見た眺望ですけども、河川沿いにずっと桜を植えて、楽しむ空間を作っておりますが、背景にはやはり蔵王というものを置いておきます。蔵王の雪を活かしたレジャーとしては、スキー場を整備したもの、あとは川崎町のほうにはみちのく公園が整備されておりますが、いずれも蔵王という山の背景を欠かせないものとして置いているところでございます。

続いて、右のページです。今度は、仙南地域に育まれた歴史・文化というものからの景観でございます。仙南地域の町並みはですね、多くは江戸時代にその基盤が形成されたものかなと考えております。こうした基盤が発展して、今の仙南のまちというものが完成されているのかなというふうに考えております。それから、江戸時代に整備された街道というものがあありますが、例えば「奥州街道」「七ヶ宿街道」「笹谷街道」などは、現在の国道の路線とほぼ一致しております。この街道が地域の交流を支え、仙南という地域づくりに貢献しているものでございます。では、町並みと街道という部分の写真でございますけれども、江戸時代では、こちらは仙台藩の領地となっております。伊達家は各地の拠点に有力な家臣をおいてまちづくりを担わせていたところ。例えば、白石や角田、船岡などには城跡が残っていて、そこを中心にまちづくりがされていた跡が見られます。また、街道沿いを見ますと、七ヶ宿にあるような宿場町だったり、村田町にあるような商家が並んだ景観であったり、あとは阿武隈川の水運を活用しまして川湊が形成されるなど、江戸時代の頃に発展してきたと思われる、今のまちに残るような基板が見られます。これらのように、現在においても往時の様子が伺えるような建物や、そういったものが景観として残っているものでございます。

その下の温泉街についてです。蔵王の火山活動によって各地で温泉が湧出しております。江戸時代になると、蔵王詣でや湯治のためということで温泉街が形成されてきて、賑わいを見せていたところでございます。主な温泉としては、「遠刈田」「小原」「鎌先」「青根」などの温泉街として今でも賑わいを見せているところですが、特に鎌先や青根などには有形登録文化財に登録されている旅館などが現存しているところでございます。

続いて4ページになります。こちら、人々の活動が作る景観のところ。文化的な面で、特に広域的な視点からまとめているところがございます。例えば、仙南地域で栽培される蕎麦というものが、ここでは最近広まってきておりますけれども、白石や川崎などには大規模な蕎麦畑が作られるようになってきております。七ヶ宿には、古民家を活用した蕎麦屋さんが出来ていて、繁盛しているところ。あと、各地で写真のように「蕎麦祭り」というものが行われまして、風物詩になってきているというものでございます。

次の段では、仙南地域の伝統工芸として「こけし」というものがあります。これは、温泉街のおみやげとして始まったと言われていたもので、宮城県には4つの系統のこけしがありますけれども、そのうちの2系統が仙南地域にあるというものでございます。蔵王山麓で取れた木材を加工して、白石の「弥治郎系」や、蔵王の「遠刈田系」というこけしが作られ、温泉街で売られていたというものでございます。蔵王には、このような「こけし橋」というものもあまして、1つの景観を作っています。白石市では、毎年「こけしコンクール」が開催されまして、全国から4万人の集客があるというイベントになっております。

次の段ですが、仙台藩のゆかりの地ですので、そういったイベントも開催されております。白石の「鬼小十郎まつり」や、蔵王には真田幸村家のゆかりの者が住んでいたということもあって、墓がありまして、真田幸村の大河ドラマの放送の際には、ここを活用したイベントを実施してかなり盛り上がったところ。川崎町では「支倉常長まつり」といったイベントが行われております。それから、「街道や河川の交流にちなんだイベント」としては、七ヶ宿ではわらじを履いて歩こうというイベント、3mくらいの大わらじが実際に七ヶ宿の町にこのように祀ってあります。丸森町では、阿武隈川の舟下りというものをやっております、年間を通じて阿武隈川沿いの景色を楽しむようなことをされています。

右のページ、まとめですけれども、「蔵王に育まれた人々の織り成す景観」というまとめ方をしていますが、いずれも「蔵王」というキーワードに絡めて、景観というものは整理されるのではないかなというものでございます。山がありまして、その下に川や道があって、その界隈にまちが形成され、人々の生業や景観が出来ているというようなまとめ方になっております。

その下では、言葉で「景観のフレーム」とまとめておりますが、緑の円が自然・景観の部分、黄色の円が人々の営みによる景観の部分、青の円が歴史や文化により作られる景観の部分、こういった景観が、蔵王に見守られて生きる人々が作り受け継いできて今にあるんだと、共有の資産である、これを広域で連携して景観づくりをしていこうということが、今回の計画の狙いです。

5ページになります。こういった景観の特性を踏まえまして、景観計画を作る際の視点ですけれども、「2つの視点」という書き方をしています。まず緑の部分として、これまで説明してきたとおり、仙南地域にはこのような景観が広まっておりまして、これをどのように景観形成をしていくのかという方向性でございまして、まず「視点1」として、これは中長期的な視点としておりますが、景観価値を認識した上で、それを共有資産として保全・形成していきましょうという部分。こういった仙南地域の特徴的な景観は、大切なものとして守り受け継いでいかなければいけませんよね、というような視点です。それからもう一つ「景観価値の発掘と意識の醸成」とありますが、審議会の中でも、地元の人たちが景観の価値に気づいていない部分がある、町の人と話しても、あまりにも当たり前の景観としてその価値に気づいていないというところもある、そこをしっかりと意識の醸成をして、その景観の価値というものを認識させるような取組も必要ではないかと考えております。それから「視点2」の部分です。景観としてはあ

るんですが、保全だけではなかなか地域の活性化には結びつかないので、積極的に活性化に繋がるような取組も必要かと考えております。1つは、魅力を増加するための「景観資源の磨き上げ」という作業、それから磨き上げた景観を活性化に繋がるような取組が必要かと思ます。そのうち、賑わいが景観を支えているという部分もあるかと思ます。また、他から訪れる方がその景観の価値を地域の人に気付かせるという要素もあるかと思ます。故に、交流人口の増加であるとか地域の活性化というのは大事な要素ではないかと思ます。

そうした視点を踏まえた上で課題を整理しています。宮城県の基本的な方針の中で、「まもる、つくる、育てる」という観点からの整理をしているところがございますので、これもまた仙南地域に当てはめた上で「まもる、つくる、育てる」の視点で課題を整理しているところがございます。その中で、さらに大きく6つに分けた形ですけど、①が「自然景観の保全」、これは地域だけではなく宮城県全体でも価値が認識されている蔵王というものをしっかり保全・継承していきましょう。ただ、市町が単独で取り組むのは限界がありますので、ここは連携して取り組む必要があるというところが課題になるかと思ます。②の「継承」という部分では、生業については、例えば、担い手がいないと生業が維持されないということもありますので、そういったところが課題になるかと思ます。それから、蔵王を臨む風景や眺望などについては、人々の社会的な活動によって変わってきたりするものでございます。そのような中でも、しっかりと蔵王の美しい姿が損なわれないように継承していくことが必要かと思ます。

「つくる」という点では、③の魅力づくりという部分ですが、人々の営みの中においても、その魅力が向上されるような景観を作り上げていくようなことが必要かと思ます。例えば、新たに作る河川や道路の整備によって、それで景観が良くなったり悪くなったりということもございませう。そうした活動も、景観に配慮されるような取組というものが必要になってくるのではないかと思ます。④は「活性化」の部分でございませう。先ほども言いましたが、地域の賑わいによって景観が支えられている点もございませう。例えば、美しい農村景観であっても、過疎になっていきますと、そこを支える人がいなくなるということもございませう。そういった点もありますので、活性化という点もそこは取り組んでいく必要があるのかなと思ます。

次に、「育てる」というところですが、「意識の育成」というところがございます。地域住民が景観の価値に気づいていないということによって、知らず知らずのうちに景観が損なわれているということがございませう。そうならないように、地域住民への意識の醸成というものが大事なのかなと思ます。「育てる」という部分の⑥ですが、そのために地域住民が関わっていくような機運の醸成として、体制を作ることや、取組をしっかりと見せるというようなことも課題として必要なのかなと考えております。

続いて6ページになりますが、そうした課題を踏まえた上で、基本理念として大きく4点を整理しております。まず1点目が自然・景観などをしっかり保全していきませうというところ。2点目が歴史や文化によって受け継がれてきた景観というものはしっかり継承していきませうという点。3点目が景観の価値が広く認識されているものについてはそれを活用して地域の活性化に繋げていこうという視点。4点目が地域の人々の意識の問題ですけれども、誇りを持って景観を受け継いでいけるよう、そういった取組をしていくという点。

こういった理念を掲げた上で、基本方針として整理しております。こちらも、先ほどの課題の裏返しになってくるんですけど、大きく6点でまとめているところです。①が「自然景観の保全」という点。②が、人々の営みがつくる景観については、しっかり継承されるよう支援してい

きますという部分。特に、蔵王の姿が良く見える眺望などについては、そこは景観づくりのルールなどを作ることによって保全されるような取組などを考えていきたいと思います。③の「景観の創造」という部分ですけれども、景観の魅力をより引き出せるように、景観を作っていくという作業も必要かと思います。例えば、建築や工作物の整備にあたっては、周囲の景観と調和するよう、また魅力向上に繋がるよう、より配慮していくといったことも必要ではないかと思います。また、景観を阻害するようなものについてはきちんと抑制していくなどのルールも作っていく必要があるかと思います。④の「活用」の部分ですが、景観の魅力を広くアピールし、訪れる者にもその魅力を享受できるよう取り組んでいきますというところです。例えば、誘客を促進するような見栄え作り、あるいは交流の促進に繋がるようなイベントの実施というところが活用の部分になるかと思います。⑤は「意識の醸成」という部分ですが、その地域の人たちがその景観をしっかりと認識して取り組んでいくということが必要ですので、その意識づくりというところをしっかりとやっていく必要があるかなと思います。⑥については、それぞれの役割を明確にしながらか、きちんとした体制でもって景観づくりを行っていくという部分になります。こういった基本方針に基づいて、計画を作っていくというところでございます。

次に、景観計画区域設定についての考え方です。こういった方針を受けて、個別に、特に重点的に景観づくりをしたい部分というのをピックアップしてきて、区域において景観の保全整備の方針や、規制基準を設定していくという作業を行っていく必要があるかと思います。その区域設定の考え方ですけれども、青の部分ですが、景観としての価値が広く認識されていて、その取組が地域の活性化に資するようなところを、県の計画において景観計画区域に設定しようと考えております。そうでない地域については、景観の意識の向上と保全継承をしっかりと図っていきながら、その地域において区域設定が必要だなど、規制により保全すべき必要性が生じたところについては、これは市町の計画において景観計画区域に設定しようと考えております。それを大きく分かりやすく図にしたものが「宮城県・市町の役割」でございますけれども、茶色の点線で囲っている部分が県計画で定める部分、青色の点線で囲っている部分が市町の計画で定める部分、というふうに役割を分けております。上の3段の部分、課題の整理であったり、基本方針の設定であったり、景観の保全継承をしていきますという部分、これは共通の部分として、これはマスタープランにも掲げる部分ですけれども、共通の部分として県と市町が一緒に掲げる部分ということになります。そこから、広く価値が認識されていて、活性化に資するようなものについては、県の計画の中で広域的な景観計画区域として指定した上で、整備・活用・保全の方針を定め、連携して取り組んでいくという位置づけにしております。そうではない、より地域において大切にされるべき景観については、市町の計画検討の中で区域を定め、地域の大切な景観として保全・継承していくというように役割を分けたいと思っております。

以上が、第一部のマスタープランに係る骨子の部分の説明になります。

○森山議長 どうもありがとうございました。それでは、事務局から説明のありました今回の仙南広域計画の理念、骨子についてですが、委員の皆様からいろいろご発言・ご意見をお願いしたいと思います。

どなたかございますか。横山委員からお願いします。

○横山委員 皆さん、お早うございます。事前に資料を送っていただき、かつ説明もありがとうございましたの

で、枚数こそたくさんではありませんが、いろいろ中身が詰まったものなので、理解するのに時間がかかっておりました。

前回の委員会の中で、皆さんから、景観というのは見た目だけではない、観光客を呼び込むためだけではなく、やはりそこで生活している人がずっと育んでいきたい、これからも育み続けるもの、そういった意見があったかと思います。それが中には入っていたとは思いますが、これを見た時に、今後それぞれの市や町の方たちが計画を策定し、実際にアクションプランを起こしていくという時に、これで大丈夫かなという感じがします。行政の方たちがご覧になると、そういう作り方は慣れてらっしゃるので出来ると思うんですが、ここにたくさん出ている住民と企業と行政というところで、いわゆる生活者、市民の方々がこれを見てどうすればいいのかなとか、企業というのは景観を作っていく方たちなんでしょうけど、逆に専門家というのが中に入っていて、専門家の方たちが本当にその地域の文化とかいろいろな生活とか景観のことを理解していればいいんですが、どうも最近はそのような人たちが増えてきている。専門家というのは、人ではなくていわゆるナショナル企業の方ですが、建物を作ったりいろいろなコンサルをする方でも、どこの街も同じように作っていて、街の名前だけを変えているような、そんなお仕事をされている方が少し増えているように感じるんですね。特に、震災の時の時間の無い中でプランを作らなければならないといった時に感じたんです。実際に、今、被災地を歩いておりますと、正にもともと街で作ってきたものでは無いものがたくさんある。そうならないように、行政の方と企業、それから住民の方と、もう一つ専門家にも理解してもらって、“なるほどな。これは絶対に守らなければならない”と思ってもらえるとか、守るだけではなくて新しい景観を作っていくということも非常に大事だと思うので、これからの時代を担う人たちが“そうか。でも、俺たちだってやってきたことがある”というところにも何かね。ただ継承するだけではなくて、次の時代を作るというところも何か必要かなというふうには思いました。全般的には、とても丁寧に作られているなあと思います。

- 森山議長 ありがとうございます。私も、非常に資料が良く出来ているとお聞きしていました。今回の仙南地域広域景観計画というのは、とても大事なものだと思っています。景観を見る視点ですとか価値ですとか、県レベルでこれからの景観計画を市町村の方々にどういう方向付けをしていくのか、というところが目的だと思います。したがって、今言われた専門家の役割は非常に大事だと考えています。他の方々とうまくいかなかったことを踏まえながら、ぜひしっかりした景観計画を作っていくために、時間の無い中ではありますが検討をよろしくお願いします。それでは、吉川委員お願いします。

- 吉川委員 正に「水も漏らさぬ」感じだなと思ったんですけど、例えば4ページのところに「蔵王に育まれた人々が織り成す景観」とあるんだけど、例えばこの部分を「栗駒」に置き換えても、そのまま当てはまってしまうかと思ったんですよ。悪くないと思うんですけど、もう少し。“蔵王というものの景観価値を気付いていない”とあるけれども、風景が美しいということに気付いていない住民は一人もいないと思うんですよ。通りかかった人でさえ、あの山が見えていれば、四季折々にハッとするとする美しさがあると言っておられるので、住んでおられる住民の方々は日々それをご覧になって、それがきれいだなと思わない人はいない。けれども、その蔵王があることの文化的な価値に気付いていないのではないかなと思うんですね。

景観というのは、自然 景観に恵まれて、まず「蔵王」という山、連峰としての「蔵王」という言葉、我々が宮城県で「蔵王山」とか「蔵王連峰」などと言っていて、物心付いた時から蔵王という山に私も親しんできているんですけど、でも大人になって日本中を旅すると、日本中で蔵王に出会いますよ。それは、蔵王権現様がいろいろ立派なお寺に祀られているからです。それで、その「蔵王」の名前の由来は、当然、そういった宗教性にあるわけですよ。宮城県では蔵王権現様を祀っていて、山形県では熊野権現様を祀っている。言い伝えによれば、吉野からそういう修験者の人たちがあそこに来て蔵王という名前が付いたと、それがずっと言い伝えにあるんですけど、そういうことさえ宮城県人は以外と知らないと思うんですよ。この前修験者の方にお聞きしたら、“「花笠祭り」も吉野でやっていたお花祭りからそこにいったのではないかと吉野では言われているんだよ”って話を聞いて、東北人の私は非常にびっくりしたんですよ。

“全然知らないんだ、私たち”って思って。そういう、すごく歴史のある修験者の宗教の場である「蔵王山」というのは、今はそういう宗教性というものが失ってしまったわけなんですけど、一種、私たちが足を止めてしまう神々しさというか、昔の修験者たちが持っていた山に対する信仰ですね、そういったものは今でも普遍的なもので、オーバーラップしているものです。そういう山に対する何か、聖域として山を見る思いというか、そういうものがこのエリアで共有されていること、それが景観を絶対守ろうというモチベーションに繋がると思うんですよ。

ですから、この計画の中に、まず中心となる「蔵王」というものが一体何なのか、そこに暮らしていた人々にとってどういったものなのか、ということが宗教的なレイヤーで語られ、あるいは火山、カルデラといった地球の胎動としてのレイヤーとして貴重なものであるといったことが語られ、さらには城下町ができる江戸時代に、その前にこけしなどを作った山の暮らしというレイヤーがあり、そして城下町のレイヤーがあり、そういう各地域のローカルな特性といったものも、みんなが大切にするためには「蔵王」を中心にいろいろなレイヤーがあって、だから多様なビューポイントがあり、そのビューポイントに対しての景観がどうあるべきかということを中心に考えていこうというふうにもっていかないと、何かぼやけていくというか、“風景は自然だから、それはそれとしてあるからいいじゃん”といった感じになってしまうのではないかなと思います。やはり、何か共有する文化的コアというものを、もう少しこの計画の頭のところとか、そこで共有することがないと、各市町に落ちていった時に、いろんな市町がある中で、みんなが共有できる、共感できるものを持っていれば、みんなでの取組になりますし、それがあつて、  
“では、その中のうちの町ではこの部分を”ということにも繋がると思うので、その部分でももう少し工夫が必要なのかなと思います。

○森山議長 ありがとうございます。私も同感で、「蔵王」は仙南の一つの景観・文化であり、いろいろなものを構成しているところに関わってきます。テーマ・キーワードとしてもいいと思うんですけど、やはり仙南という地域があつて、その中に蔵王がある。蔵王があつて仙南があるのではない、というのを取り違えると、“景観計画って一体何のためにやるんだ”とか“仙南の魅力は何なのか”とか、仙南が薄れてしまうと感じました。

○吉川委員 「蔵王」という言葉を、山ではなくて別の意味で日本中の人を知っておられるわけですよ。そういうことに対して、もっと蔵王連峰というものがアピールすることで、全く素晴らしい、富士山のような観光資源になり得る可能性があると思うんですけど、長い間そういうこと

への視点というものを宮城県人は見落としていると思うんですよ。もう少し、蔵王権現様と蔵王を結びつけるといったことで、もっと今の人たちが観光などに求めているものを、このエリアで発揮できる可能性があるということなんですけど。

○森山議長 他にどなたかございますか。それでは順番ということで、二橋委員お願いします。

○二橋委員 私は行政委員なので、もっとテクニカルな話をさせていただきます。

県と市の役割分担って、各県ごとにいろいろな濃淡があると思います。理想は、市町村からこのエリアを大事にしていきたいという声が発的に上がることなんですけど、多分、地域状況もあって、このような形で県が音頭をとって、仙南地域全般を捕まえてマスタープランを作ろうということだと思います。ただ焦点として、やはり全市町村に等しく網をかぶせてしまうと、焦点がぼやけてしまうのではないかと感じがします。エリアを各市のポイントとしていくつか絞った上で、そのポイントで、自然環境であれば開発行為を規制すべきなのか、あるいは積極的に修繕すべきなのかといったところが、それぞれのエリアや街区によってあると思うんです。各市ごとに絞って議論したほうがいいのではないかと思います。

あとは、おせっかいかもしれませんが、県内・県外も含めて、取組については情報収集されていると思いますが、そこも真似をする必要はもちろん無いんですが、参考事例として県内あるいは東北、その他のエリアも含めての取組というのは、当然、いろいろ勉強されているのだと思うんです。

それから、市町村ごとにまとめて協議会などをされていると思うんですが、どこかでパブリックコメントではないですが、広く県民・市民の意見を聞く機会というのは設けたほうがいいと思います。

観光ということについては、立場としては推進していただければと思いますが、これは県の観光部局とも相談の上、最終的には仙台圏内とか宮城県内を広く観光ルートとしてどのように位置付けていくのか、取り込めるのかということについては、ぜひご議論いただければと思います。

以上です。

○森山議長 どうもありがとうございました。やはり、今回、仙南広域景観計画を皆さんにご議論していただく時に、これがその後どのように使われるのか、これを見てどのように最終的に市町が作る景観計画になるのか、そういった視点を踏まえて、ぜひご意見をいただければと思います。それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 私は、市町村の立場でこの会議に出席させていただいているものと思っていますので、そういった視点からお話をさせていただければと思います。

塩竈市でもようやく景観計画がまとまりまして、12月の塩竈市議会に景観条例の改正案を提案させていただいています。動機付けではありますが、この1ページに書いてありますとおり、県のほうから、できれば多くの市町村に景観計画を策定していただきたい、その一翼をぜひ塩竈市で担っていただきたいということで、どちらかといえば受動的な立場で景観計画の策定に取り組んだところです。ただ、塩竈市の場合は、市民の方々は当然ですが、小中学生あるいは高校生といったような、どちらかといえば裾野の広い人たちが意見を交換できる機会がありました。結果

として、我々行政が意識している景観計画と、市民レベルの皆様方が考えている景観計画は大分違う、という素朴な部分に初めて気が付いて、今、取り組んでいるところであります。改めてこのような計画策定に関わってみて、景観というのは本当にその地域で暮らしていただける、“ここが自分の終の棲家だよな”とと思っていただけるような大切なものであるということに、残念ながら我々行政はあまり気付いていない、というところに気がつかされたのが最大の反省点であり、これから先の塩竈の景観、さらに言えば各市町村がぜひこういった景観計画を主導的に作るような動きに繋げていくということが大切なんだろうなということを、今、改めて思っています。

そういった中で、この仙南地域の広域景観計画の中で教えていただきたいのは、1 ページの一番右肩に、緑色で塗った区域図がありますよね。この緑色というものは、蔵王山麓という意味なんですか。

○事務局（渡辺班長） ある程度、自然公園の中とかに位置付けられるものになっていますけど。よって、蔵王連峰の位置がおおまかにこういったラインということにして、はっきりと山麓ということではないんですけど・・・。

○佐藤委員 おそらく地域の皆様は、この図面を見ると緑に塗られたところはこの景観計画の位置付けがされている、塗っていないところは“我々は外れているんだな”という見方を、もしかしたら一般の方々を持つてしまうのではないかと。一方では、2 ページ、3 ページに蔵王山麓と合わせて、例えば私は仙南ですと「山」と「川」、山紫水明の地というのが仙南地域ではないのかなと思っておりますので、逆にそういう色分けであれば、緑が山麓部分、それ以外は河川が織り成す歴史・文化という色分けをされることによって、2 市 7 町全ての地域の皆様方が“自分たちも景観計画を作らなければ”という動機付けをすることにもなるのかなということ、この資料を拝見して感じたところです。以上です。

○森山議長 ありがとうございます。正に景観計画を立てられて、行政の視点と市民の方々から見る視点の違いがお分かりになったと。この色塗り一つ見てもそうだと思います。特に今回、「蔵王」がかなり説明の中にもありましたけれども、「蔵王」という括りが今のような誤解を招きかねない。要するに、「蔵王」という言葉の広さが、いろいろなところに関係している。「蔵王」に含まれる意味というものをどこかで説明していただくことが必要と私も感じました。ありがとうございます。

それでは、専門家と呼んでよろしいですね、舟引委員、よろしいですか。

○舟引委員 ストーリーについては、特に異存はございません。先ほど、吉川先生がおっしゃったように、もうちょっと表し方などを工夫してやってもらえればいいと思います。

私からは、むしろこの次のステップについて。例えば 2 ページ目の右側に写真がありますが、どこから撮った写真なのか分からない。要は、フィジカルプランに繋げていくわけですから、今回、この委員会が終わった後でこの全体のストーリーがご了承いただけたとするとですね、それをちゃんと図に落とす作業、どこから見た眺めが重要なのか、どのポイントが大切なのか。やはり県が市町に示す以上、きちんと図示できるようなもの、イメージ図だけではなく、そういったフィジカルなところの作業をきっちりするような視点で、改めてもう一度現場に入って、調査を

して、場所を位置付けて、そうして初めて、次のステップで市町の人たちが参考に出来るようなものになり得る。今は、ただ単にこういったものが大切だよと言っているに過ぎないと思います。ちょっと面倒だと思いますが、蔵王の話をするれば、どこから見るのが大切なのか、どこからでも見えるといえそうなんでしょうけど、特に重要なところから見た時に、それを遮らないような何か強い規制をするところまで繋がりますので、その見る場所の選定というか「視点場」と「見る対象」をどのように考えるのかというところは、今の段階で考えておかなければいけないと思います。

○森山議長 ありがとうございます。それでは、福屋委員、お願いします。

○福屋委員 前は、仙南地域の様々な景観や魅力を集めた資料だったのに対して、今回は、蔵王を中心としたストーリーの中で全体が位置付けられていて、読みやすくなりました。次のステップである6ページの「景観計画区域」をどう設定するかがポイントかと思いますが、広域景観計画の区域は全域指定になりますか。

○事務局（渡辺班長） 全域ではなく、各市町と話し合いながら、もちろん住民合意なども必要になってきますので、そういったところが図られる、あるいはここはきちんと規制をかけた上で保全していくべきといったところをピックアップして、そこを選定していくイメージです。

○福屋委員 いくつかの市町村に跨がる阿武隈川や白石川は広域で取り扱う景観計画となるのではと思います。蔵王が遠景、町並みが近景、そのあいだに中景があってというように、「近景・中景・遠景」という構成になると思います。蔵王を中心にて、“遠景が大事”“地域のシンボルである”と広域の景観計画ではっきり言って、逆に「近景」の計画については市町村で責任を持ってやってというように、どのパートについて市町村に積極的に関わってほしいかということについて、構造的に説明していただくと分かり易いと思いました。青森県の景観計画の説明も参考になるかと思います。

○森山議長 ありがとうございます。「景観」という言葉は、私の解釈ですけれども、足下から見るところまでというものが一つあるんですね。そこがいろいろ分けられて、視点の対象とするビューポイントによって対象も変わってくるわけです。もしかすると、今回の広域景観計画の場合は、市町村が作るものと、当然、ダブりがたくさん出てくる。それは、市町村ごとに違うものもあれば跨がったものもある。もしかすると全域も何か出てくるかもしれない。その辺が、例えば蔵王を対象にしたときのビューポイントからの範囲がどこからどこまでという線だけでは難しいと思います。それをきっちり定義付けることが難しいのかもしれない。その辺は、ある程度市町村に任せてやっていただいて、県のほうでもそういうところまでを踏まえた区域を設定してもらおう。そうすれば、先ほど福屋委員がおっしゃった部分に計画が近づくのかなという気がしました。

鳥羽委員、お願いします。

○鳥羽委員 最初のほうにおっしゃっていたものと被るんですけども、蔵王ならではというか、

オリジナルなところが大事なんだろうなと思います。それが何か言えればいいんですが、出てこないんですが、多分、遠ざかれば遠ざかるほど意識が薄れるというか、蔵王に対する思いの強さが地域によって薄れていくということがあるかと思います。その温度差の違い、意識の違いを全て広域計画で補うのは難しいと思うので、ここは軸になるものとして揺るがないものというか、“ここは守って下さいね”というものを打ち出していかないとちょっとやりにくいかなと思います。あまりがんじがらめにしてしまって、それこそ“木を1本も切ってはいけない”ということにしてしまうと何も作れなくなるという極端なことにもなってしまうので、そういう話ではないんですけど、何を守るというか、譲ってはいけないのかということをもう少し明確に出来ればいいのかと思います。

○森山議長 ありがとうございます。私もその辺は考えていて、5ページの「視点1」で『景観価値』という言葉が出てきます。景観の価値を認識しないと、なかなか地域の人たちは行政が決めても“違うよなあ”となる。その辺の分かりやすい言葉が明確にされると、なぜ景観区域に入れるのか、何が景観対象として大事なのか、ということが分かるかもしれません。

景観構成要素となるお釜とか文化的な建築物とかの一つの対象と、連続した町並みやお釜と一体となった周りがあるって、初めて“景観が素晴らしい”となる。一つのものではないということはどう表現できるか。県レベルでは「広域」という言葉が入っていますから、そこも大事なかなと思います。その辺の認識を、市町村の担当の方々と話をしながら詰めていただきたいと思います。それでは、紺野委員、お願いします。

○紺野委員 前回の資料から相当ご苦労があって、蔵王というものを一つのキラーコンテンツとしながら広範にわたってまとめていただいたという気がします。

ただ何点か、こういう視点が大事ではないかというお話をさせていただきます。

1点目は、まず全体はいいんですけど、問題は第2ステップで、舟引先生もおっしゃっていましたが、アクションプログラムなりに落とし込む時に、例えば1つの例でございますが、3ページに小原温泉の写真がありますけれども、廃業した旅館などもありますので、それよりもこれから具体的に進んでいくところで、いろいろな先生からお話があったような思想を大事にしながら取り組んでいかなければならない。これが悪いということではないんですが、例えば鳴子温泉では、東京のある温泉が鳴子に完全に侵入してきて、大胆な幟とか巡回バスで、私自身も鳴子は大変いい温泉街だと思っているんですが、景観を台無しにしているんですね。ある企業温泉の金太郎館になっている。そういうことをぜひ具体的に、マストでしなければならない部分と駄目な部分をどういうふうはこの景観計画の中に入れていくかということが、私は将来にわたり美しい景観を残していったり、その地域の暮らしを残していくという観点で大事になってくると思います。ですから、守らなければならないものとこれから繋いでいくもの、そういう視点でしっかり織り込んでいくことが次のステップにおいて非常に大事ではないかなと思います。

2点目はですね、やはり「蔵王」というのは宮城県だけではないんですね。当然、山形からも繋がってきて、七ヶ宿街道という昔の街道の面影もしっかり残ってるところは高島まで伸びている。七ヶ宿町の景観も、その県境を跨いだところで繋がっていますよね。行政の区分として非常に難しいことは私も重々承知しているのですが、蔵王を中心にして景観を考えた時、やはり先ほど森山議長もおっしゃったように、なだらかな連携で、宮城蔵王なり七ヶ宿街道の目の前をきれ

いな景観や暮らしが残っているというような形にするという、そういう視点で意見交換しながら進めていくことが、私は極めて重要ではないかなと思います。蔵王はシンボリックなものですが、ただ単に白石や村田といったセグメントされたエリアであれば問題無いんです。どこまで出来るかというのは難しいと思うのですが、そういうことを、山形県の高島なり南陽などと議論するなり連携するという視点に入れる必要があるのではないかと思います。

最後ですが、前回はいきなり「インバウンド」とか「海外の外国人を呼び込む」というところから入ったので、今回の資料もこれは非常にいいんですが、ただ、全くその部分が抜けている感じがするというのは、観光をやっている私の立場からすれば寂しいんであります。例えば、ドイツの木組みの街というのは、13世紀とか14世紀の町並みそのまま保存されていて、それが景観として魅力がある。当然、地域の方も住んでいるわけですが、多くの外国人が行っても非常に魅力あるまちになっています。この近々で言えば、山形の銀山温泉に近い感じですよ。最後の6ページのところのどこかに、誘客という部分に絡めて、住む人はもちろん地域の誇りだということを持つことと、国も地域創生や地域の活性化という視点でインバウンドを拡大していったり、あるいは「観光客が訪れるまち」を大きな政策の柱にしていますので、せっかく1回目に提案がありましたので、そういう視点なり言葉を具体的に入れながらこの景観づくりに取り組むことが非常に重要ではないかなと思います。以上、3点です。

○森山議長 どうもありがとうございました。多分、5ページの今度は「視点2」で、『景観の魅力』というのは、その地域で日々の生活を送られている方と、海外から来た人の魅力というのは違う。そういった視点も広域景観計画には大事であって、観光にも繋がるということではないかなと思ってお聞きしました。例えば2ページの仙南地域の景観特性、ここに表現されているのは、紙面上のこともあったと思いますが「見える」対象が写真として出てきているわけです。心象的といいますか精神的なものがそこには入ってくるかと思えます。景観というのはそういうものだと思いますし、特に文化的景観という中では強く出されている。精神的な東北地域の景観という見方も仙南地域にあると思えます。それがもう少し表面に出てくると、より良い計画といいますか、地域の方々に分かり易くなります。

それから4ページの「文化」という言葉。それぞれの地域には、農業・林業・水産業・芸能・祭り、色々な文化が根付いていると思えます。例えば四万十川というのは、上流から下流まで川のそれぞれでどういう暮らしをして何を資源にして生活されているのかということがとても大事に守られている。景観の良さというのはそういうところにある。細かい部分にも触れ、市町村の計画ではぜひそういった点も住民や市民の方々の価値観や見方なりを入れていただきたい。佐藤委員からはその辺のギャップがあったという発言もありました。大事なそういった要素を入れ込むと、さらにこの位置付け、考え方、理念というところが共通認識として持てるのではないかなと思えました。

もう少し意見をいただいて議論を進めていきたいと思いますが。それでは、吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 このエリアは、歩かないと、ある景観に出会えない場所で、蔵王の山麓に入っていくと、川を越えて沢を登ったり、車で行くよりも歩いて行ったほうが山に近くアクセスできるという、すごく多様な景観を含む地域が結構あるんですね。でも、あまり知られていなくて、ほとんど人が歩いていないんです。あと、ここは釜房湖畔ですから、例えば自転車で走ったらすごく

素敵だろうなと思いますし、人がここにアクセスしていった時に、いろいろなスピードとか高さとかという場面で、全然景観の見え方というのは違ってくると思います。今後、まちの活性化を図るという時に、活性化を図るということは、当然、交流人口の活性化を図ることが大きな目的になるので、この景観について考える時には、そういった自転車で動く人とか、あるいは歩いて動く人、そういった人たちの目線というか、そういう意味では非常にミニマムなことになりますけれども、そういった視点での景観への考え方ということもきめ細かく各エリアで行っていきべきで、そういったことが行われることで、広いエリアでのローカル、個性というものが見えてきて、そこに多様な物があると非常に魅力的なエリアとして見えてくるということだと思います。そのように考えていけるような方針になればいいかなと思います。

○森山委員 ありがとうございます。他にどなたか。横山委員。

○横山委員 ちょっと小さい話なんですけど、今、村田町のまちづくり会社と一緒に活動しております、まちに住んでいる方と、他から移ってきた人の間に立っているんですね。東京から初めて村田町というところにいらした方々が、伝建地区になったということでその町並みを見るんですけど、それはそれ、それよりも山のほうに行った時の風景とか、ホテルとか、ウグイスの声とか、そういうのがいろいろおっしゃるんですね。それに対して、ホテルがたくさん住んでいるということ、観光を担当していらっしゃる方と、道路や河川の担当をされている方があまり情報を共有されていないので、ちょうどホテルが見頃の頃に草刈りをしてしまう。それで“行けばせっかく見られたのに、勝手に刈られちゃった”といった非常に小さい話なんですけど、そういうことも非常に大事ななと。

それから、よく道路などを走っている時に、山形県沿いを走る時はとてもきれいに草が刈られているのに、なぜか宮城県に入ると・・・とかいろいろあるんですね。先ほどもあったように、川は複数の町に跨がっているわけですが、そこにいろいろな財政的なことで、“今までは年4回草刈りしていたんだけど、足りなくなったから2回だけなんだよね”という話も聞くんですね。だから、セイタカアワダチソウはきれいだという人がいるかもしれませんが、やはりあれが無いほうがよかったりとか、それから先ほど佐藤市長からも話があったように、子供とか住民の方が中心になると、みんなで花を植えましょうとか、住民運動としてやれることがあると思うので、行政がやらなければならない、あるいは行政しかやれないことと、そうではないところでこういったことをやればみんなで景観を守る、作ることができるという、結構お金とも関係したり、小さい町の中での連携というものもすごく大事なんですね。そういうことも、実際にアクションプランに落とす時にはとても大切だと思うので、そういったことをどう示せばいいのか分からないのですが、いい例として、このようにして解決しているということを載せたほうがいいのかもしれませんが、ぜひそういったことを予感させるようなものを作ってください。

○森山議長 ありがとうございます。舟引委員。

○舟引委員 これからアクションプランに移していく時に、この景観計画というのは、観光でいうと「コンテンツを磨く」、今よりもいいものにしないといけないということですね。やはりきちんとアクションをとっていかなければならない。例えば笹谷街道の写真が出ていますが、あれは

県道ですよね？ですから，“この景観計画があるんだったら，県として率先してまず何をやるんですか”というところが，全く見えてこない。もう一つ，内容的に言うと，道路の眺め，除草も含めて，印象が大切なんですよね。その時に，国道も含めて街道の眺めがいいかという，屋外広告物が氾濫している。これも，実は屋外広告物行政は，ほぼ県の仕事なので，県としてこれに対して何を取り組んでいくのかということが見えてこないといけないという点が1つです。ですので，特に街道の景観を阻害しているような部分を，というような視点はまだ書かれていないので，その視点を入れた上で，管理主体では何が出来るのか，さらにこれが川になると河川管理者は国になりますから，道路よりは広告物が出ないからいいんですけど，そのあたりをどういうふうにするのかというところが1つです。

それから，山形県と街道が繋がっているという話，先ほど紺野さんがおっしゃっていましたが，それでも，それでは隣接地域ってどうなるんですか。これは，山形県，福島県しかり。そうでなくても仙台方面もだし，亘理だったり，山元だったり，隣接するところとの景観の方針というのは，県でなければ書けない。それも県の役割の一つではないかと思しますので，考えていただければと思います。

○森山議長 ありがとうございます。6ページの「宮城県・市町の役割（案）」のところですが，ここにもう少し県の役割ですとか，それを細かく作っていただかないといけない。例えば，“広く価値が認識されている景観”と言った時に，『良い価値』と『悪い価値』があるわけで，具体的に実際のアクションプランではマイナス面をいかにとるかというところは非常に大事だと思います。特に海外の方たちは「なんであるの」と聞いても，地元でよく見ている人たちは「いつもあるから分からない」となる。本日いろいろ御意見があったことで反映できる部分は明記していただければ，市町村の役割というものが良く分かっていただけるのかなと思います。

他にどなたかございませんか。

一つ，私がずっと気になっていたのは，行政区といいますか，仙南というラインの外，正に皆さんの話にも出てきました市町村の境界ですね。必ず繋がるわけで，そこをどうするかというのはあまり触られていないんですよ。ただ，今回は仙南という枠を作ると，どうしても市町村境というものが出てきますから，それは繋がらないとおかしい。そのようなことも広域の場合には必ず必要かなと思います。ですから，ぜひ，そういった領域といいますか繋がりの中をこの中に含めていただくと，さらに良くなるのではないかと思います。

○福屋委員 1ページの右側で，蔵王連峰の右が白くて寂しいと思ったんですが，プラスして，川がどう流れているか，国道が市町を横断しているという図を書き加えるか，入れていただくと，これは市町村が協力し情報交換しながらやらないと，という感じが伝わるかと思います。

○森山議長 「景観ネットワーク」という言葉も出てきていましたので，ちょっと行けば周りの県だけどいい景観がそこにはあるんだ，という繋がりですよね。そういったところまで踏み込まないと個々のもので終わってしまう危険性が出てくると思います。なかなか図面とか言葉では言い表し難い，難しいところがあるかと思いますが，人と人との会話の中で繋ぎ合わせていけばいいのではないかと思います。

○鳥羽委員 シンボリックなものを何本かストーリーを作って、蔵王を中心とした街道沿いに繋がって行く文化であったり、自然景観だったりとか、それこそ天然記念物があるような岩場の心の部分から人が暮らしていく、離れていく状態というのも繋がり部分。下流に行けば行くほど上流が大事だという気がしているけれども、下流のことはあまり考えていないといった意識違いであるとか、そういったものが分かるように、流れに図があると、周辺も考えて連携しなければならないんだとか、分担したものではなく考えていかなければならないんだというような意識付けには使えるのではないかという気がするんですけど。

○森山議長 そうですね。実は、横山委員もそうだったんですけど、前回の景観審議会に出ていた中で、まとまりが景観計画の指針の一つとして出ています。その中で私が一番気になったのは、「景観軸」という言葉だったんですね。「軸」という解釈はいろいろあって、「軸」とは呼べないものもそこには含まれていることが、十分に審議出来なかった一つの大きな要因だったと思います。特に、今回の広域という計画の中での皆さんの意見や考えが広いところに入ってきているようにお聞きしています。そういう軸とか、前回の審議会ですべてまとめた意見がさらに深まるとより理解しやすくなる。そういうところをぜひ、広域景観計画の中に含めていただきたいなと思います。

他にどなたか。舟引委員、言われていないことがあれば。

○舟引委員 最初に言ったように、さすがに「景観計画」なのでまず絵にしなければいけない。特に、図面として示せるものが用意出来るのだろうか。まだ、そこまでお考えではなかったかもしれませんが、やはり地形があって、土地利用がどのようになっている、そのどれが景観資源として重要なのか、という頭の整理だけではなく、土地利用ですから、フィジカルな面ですっきりと整理しなければならない。そういうことをやっておかないと、多分ブレークダウンした時に、本当に何が重要ということが、この中でスローガニックにかけ声だけであればいいんですが、そのかけ声をかけたものが落ちこちてしまうことが一番危惧されます。

あとは、「まもる、つくる」については、それに関連したリーディングプロジェクトを合わせて示していくことによって、“そのリーディングプロジェクトをやるぞ”ということでもいいですし、“こんな事例もあるんだよ”ということを示すこともいいですし、ストーリーが出来たんだったら、これが如何に有効に市町が活用できるようにするための材料を用意してあげないと。こちらがちゃんと弾をこめてあげないと、働いていただくことは難しいかな、ということです。

○森山議長 ありがとうございます。佐藤委員。

○佐藤委員 全く蛇足な話で恐縮であります。先ほど、舟引委員のほうから、国道286号線の笹谷街道の話がありました。実は、私も県庁時代に担当をしていたことがあるんですけど、實際上、286号線というのは路線としてはありますが、今は笹谷の部分は横断自動車道に付け替えしたんだよね。笹谷から西山まで。なぜかという、今は車は通れないです。全く車が走れない状況になっておまして、ただそこには、歴史的な遺産がいろいろ点在しているんですけど、それらのものに今回光を当てるとすれば、やはり道路としてもう一度整備するのとかという話になるのかと思います。おそらく実際は286号線に光を当てるのはなかなか難しいと思います。宮城県と

しては。だから、そういった文化遺産を残すのか、それとも道路としてのという部分は、なかなか県じゃないと分からない部分があるんですよね。蛇足な話であります。

○舟引委員　この笹谷街道で出ているのは松並木の話だと思いますが、新しく整備する必要性が本当にあるかどうかは別として、ちゃんと管理をするということだけでも随分違うと思います。その中には、例えば松の補植をすとか、そういうことだってありますし、他の県から来て、宮城県に入った途端に緑が減ったということが直ぐに分かるようでは駄目ですよ。はっきり言って。最初に広域連携で申し上げようと思ったのは、隣の県よりもいい管理をしていれば周りの県は必ず追いついてくるから、と言おうと思っていたんですけど、逆だったんですね。そういう公物管理をしっかりとやるということが、最初にやらなければならないことだと思います。

○森山議長　今の視点というのは、今あるものをどのように残していくのかということ、景観的なものということですが、それは今回、広域景観計画の中に入れられる予定ですか。それに触れられるのかどうか。

○事務局（渡辺班長）　そうですね。もちろん、保全すべきものとして位置付けられるものについては保全すべきものとして・・・

○森山議長　それを県で示して、各市町で具体的に出来るものを計画に、ということですか。

○事務局（渡辺班長）　そうですね。公共施設などについても、今までは管理水準なんかは個別にはあるんですが、広域的な景観という視点からの管理はあまり無いと思いますので、その辺は少し考えられればと思っています。

○森山議長　実は、笹谷街道の松の話が出てきたんですけど、あれを1本1本全部調査しました。あそこを通る度に“少なくなっているなあ”“枝が無くなってきているなあ”と必ず見てしまいます。結局、農業の仕事と同じで、景観も毎日毎日見ていないと、どこでどう変わったか分からない。地元の方、市町村の方々が一番良く分かっていると思います。どれを広域計画に入れるのか入れないのか、どこまでここに言葉として含めるのか、その辺を絵にするというのは私も大事だと思います。

もう一つは、土地利用計画というのはやはり景観計画を構成するものだと思います。特に、広域的土地利用計画は、土地利用と景観が重複し、生態学的な広域保全計画に関わる土地利用にもなりますから、エコロジカルな視点というのも景観計画の中に入ってきてもいいのではないかと思います。簡単に口で言うだけですけど、「広域」の意味をどこまでにするのかというのは、これからこの審議会で御審議いただければいいと思います。今日の貴重なご意見は、次の審議会の中で活かしていただいて、皆さんからさらに御意見をお聞きしていきたいと思っています。

他にございますか。

よろしいですか。もしよろしければ、事務局のほうにマイクをお返しします。

#### 4 その他

○事務局（佐藤課長） それでは、私から一言。

今回、前回の審議会の御議論を踏まえて、蔵王中心のストーリー性を持ったものに変えさせていただいています。これについては、概ね委員の皆様にご了解いただいたのかなというふうに思っています。その上で、非常に様々な、貴重な御意見をいただきまして、どれも非常に重要な御意見だと思った一方で、それをどのように具体的にマスタープランに落とししていくのかということについては、今すぐにわかにはこうしたらいいという部分は正直なところ見えないので、そういったところを我々としても咀嚼しながら、次回、2月の審議会でマスタープランを御提案させていただくということで考えていますので、そこに出来るだけ反映させていただきたいと考えております。

また、管理についてもいろいろお話がありました。その必要性については我々も十分理解しているんですが、具体的な例でいうと、よく言われるのは、白石川については直轄の区間と県管理の区間があるんですが、その境は明確に分かる。それは、草刈りの頻度の違いと言われていています。そういった事例が出されるように、実効性という点においては、やはり予算が伴うということもありますので、そういった部分についてどのような書きぶりにしていったらいいのか、工夫しながら書き込んでいけるように、絵にしていけるように努力していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○事務局（渡辺班長） その他に関してなんですけど、資料の最後に「仙南地域広域景観計画策定作業案」というものを付けております。今後の流れのイメージですけれども、本日、11月22日に第7回審議会を開催し、マスタープランの骨子案を御確認いただきました。今後の作業としましては、事務局で持ち帰りまして、さらに市町との協議をしながら、マスタープラン案をさらにブラッシュアップし仕上げたいと考えております。並行して、景観区域候補も市町と協議しながら絞り込んでいく。マスタープランに基づいて、どのような区域設定をしていくべきかを並行して検討していきながら、1月頃に正式な形での市町との協議会を設定いたしまして、2月の審議会に向けて案を提案するようにもっていきたいと考えております。

また、これは審議会と直接関係することではないんですが、この計画の内容や、仙南地域の方々への景観に対する意識啓発という意味で、仙南を会場にイベントを開催出来ればと考えております。来年度については、審議会も3回ほど予定していますが、今年度である程度はマスタープランのほうは固めて、来年度は区域設定と整備方針について中心に話し合っていければと考えております。事務局からは以上になります。

○事務局（佐藤課長） ただいまの説明の中で、今年度、マスタープランを確認し、来年度は区域設定とか整備方針を確認するという話をしましたが、先ほど委員の方々から御指摘があったように、やはり相互に関連が非常に強いということもございますので、マスタープランの案を確認し、そこで確定して次に進むというよりは、そこで案は御提示させていただいた上で、また戻るということもあり得ると思っておりますので、そういう方向でやらせていただきたいと思います。固まったものはもう見直しませんということではございませんので、そういった方向でやらせていただきたいと思います。

## 5 閉 会

○司会（菊池総括） 長時間に渡る御審議ありがとうございました。また、大変貴重な御意見をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、第7回宮城県景観審議会を終了させていただきます。

なお、先ほども説明がありましたが、次回は2月の開催を予定しております。日程につきましては、後日、改めて連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

午前 11 時 20 分 閉会